

# 厚生常任委員会

平成28年3月11日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

|       |        |       |
|-------|--------|-------|
| ◎小林 誠 | ○井上 卓也 | 伴 吉晴  |
| 平川 理恵 | 濱 眞理子  | 奥村 容子 |
| 中西 議長 |        |       |

## 2. 理事者出席者

|           |       |           |       |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 副 町 長     | 池田 善紀 | 総 務 部 長   | 植村 俊彦 |
| 住民生活部長    | 乾 善亮  | 福 祉 課 長   | 中原 潤  |
| 同 課 長 補 佐 | 福田 善行 | 国保医療課長    | 山崎 善之 |
| 同 課 長 補 佐 | 田口 昌孝 | 健康対策課長    | 西梶 浩司 |
| 同 課 長 補 佐 | 北 典子  | 環境対策課長    | 栗本 公生 |
| 同 課 長 補 佐 | 東浦 寿也 | 同 課 長 補 佐 | 浦野 歩美 |
| 住 民 課 長   | 安藤 容子 |           |       |

## 3. 会議の書記

|        |       |       |       |
|--------|-------|-------|-------|
| 議会事務局長 | 寺田 良信 | 同 係 長 | 大塚 美季 |
|--------|-------|-------|-------|

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 平川委員、濱委員

委員長

おはようございます。

ただいまより厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、町長のほうから、本日は大槌町のほうへ行かれるということで欠席の旨の報告を受けております。

では初めに、副町長よりご挨拶をお受けいたします。 池田副町長。

副町長

（ 副町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、平川委員、濱委員のお2人を指名いたします。両委員にはよろしく願いをいたします。

本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案について、（1）議案第14号 平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 山崎国保医療課長。

国保医療  
課長

それでは、議案第14号 平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明を申しあげます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

国保医療  
課長

本補正予算の主なものは、国庫・県支出金及び繰入金等の額が確定したことによるものでございます。また、今回の予算補正において生じた財源を歳入欠かん補填収入に充当するものでございます。

恐れ入りますが、予算書の7ページをお開き願えますでしょうか。ま

ず、歳入予算の補正について、ご説明を申し上げます。

第2款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 療養給付費等負担金で、医療給付費に係る保険基盤安定繰入金の確定により、32万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第2項 国庫補助金では、第1目 財政調整交付金で、国庫負担金と同様の理由により、57万8千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、8ページをお開き願えますでしょうか。第5款 県支出金、第2項 県補助金では、第1目 財政調整交付金で、国庫支出金と同様の理由により、医療給付費分普通財政調整交付金9万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第8款 繰入金、第1項 他会計繰入金、第1目 一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の確定により、1,967万3千円の増額補正をお願いするものでございます。その内訳は、第1節 保険基盤安定繰入金で2,073万5千円、第2節 職員給与費等繰入金37万1千円をそれぞれ増額し、第4節 財政安定化支援事業繰入金で143万3千円を減額するものでございます。

次に、9ページをお開き願えますでしょうか。第10款 諸収入、第2項 雑入、第7目 歳入欠かん補填収入で、本予算補正から生じた財源を歳入欠かん補填収入で調整することとしたことから、988万8千円を減額補正させていただくものでございます。

次に、10ページをお開き願えますでしょうか。歳出予算について、ご説明を申し上げます。

初めに、第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費では、人事院勧告に伴う給与改定により、人件費25万8千円の増額補正をお願いするものでございます。

また、第2項 徴税费、第1項 賦課徴收费においても、一般管理費の補正と同様の理由により11万3千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、11ページをお開き願えますでしょうか。第2款 保険給付費、第1項 療養諸費、第1目 一般被保険者療養給付費では、国庫・県支出金及び繰入金の減により財源振替をお願いするものでございます。

また、第3目 一般被保険者療養費では、第1目 一般被保険者療養給付費と同様の理由により財源振替をお願いするものでございます。

次に、12ページをお開き願えますでしょうか。第2款 保険給付費、第2項 高額療養費、第1目 一般被保険者高額療養費では、国庫・県支出金及び繰入金の減により財源振替をお願いするものでございます。

次に、第3款 後期高齢者支援金等、第1項 後期高齢者支援金等、第1目 後期高齢者支援金では、国庫支出金及び繰入金の増により財源振替をお願いするものでございます。

次に、13ページをお開き願えますでしょうか。第6目 介護納付金、第1項 介護納付金、第1目 介護納付金においても、国庫支出金及び繰入金の増減により財源振替をお願いするものでございます。

次に、第7款 共同事業拠出金、第1項 共同事業拠出金、第1目 高額医療費共同事業拠出金では、高額医療費共同事業拠出金の確定により、80万8千円の減額補正をお願いするものでございます。

最後に、第2目 保険財政共同安定化事業拠出金で、保険財政共同安定化事業拠出金の確定により、1,039万円の増額補正をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算書を朗読させていただきます。

( 予算総則朗読 )

国保医療  
課長

以上で、議案第14号 平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)につきましてのご説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長

それでは、これをもちまして質疑を終結させていただきます。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第14号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第16号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第16号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)につきまして、ご説明申しあげます。

初めに、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

福祉課長

今回の補正予算の内容につきましては、人事院勧告に伴う給与改定の予算補正に関するものでございます。

それでは、補正予算書に基づき、説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の5ページをごらんいただけますでしょうか。初めに、歳入の予算でございます。

第3款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第3目 地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)で、地域支援事業交付金13万2千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第5款 県支出金、第2項 県補助金、第2目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）で、地域支援事業交付金6万6千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第8款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第3目 地域支援事業費繰入金（包括的支援事業・任意事業）で、地域支援事業分の一般会計繰入金6万6千円を、第4目 その他一般会計繰入金で、職員給与費繰入金32万9千円の増額補正をお願いするものでございます。

7ページにお移りいただけますでしょうか。続いて、歳出の予算補正でございませう。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費で、人件費所要額として32万9千円の増額補正をお願いするものでございませう。その内訳でございませう。第2節の給料が4万円、第3節 職員手当等が24万1千円、第4節 共済費が3万1千円、第19節 負担金補助及び交付金が1万7千円の、それぞれ増額補正をお願いするものでございませう。

次に、第4款 地域支援事業費、第2項 包括的支援事業・任意事業費、第1目 包括的支援事業費で、人件費所要額として33万9千円の増額補正をお願いするものでございませう。その内訳でございませう。第2節の給料が1万3千円、第3節 職員手当等が13万1千円、第4節 共済費が19万2千円、第19節 負担金補助及び交付金が3千円の、それぞれ増額補正をお願いするものでございませう。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただきたいと思ひませう。予算総則を朗読させていただきます。

（ 予算総則朗読 ）

福祉課長

以上、議案第16号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。委員皆さまには、よろしくご審議賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)陳情第2号 精神障害者の交通運賃に関する請願書についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。 寺田議会事務局長

議会事務 それでは、陳情第2号 精神障害者の交通運賃に関する請願書について、ご説明をさせていただきます。

局長

まず、陳情文書表を朗読いたします。

( 陳情文書表朗読 )

議会事務 2枚目に要旨をつけておりますが、要旨の朗読につきましては省略をさせていただきます。

局長

陳情の趣旨は、JRや大手民営鉄道、航空機など公共交通機関における全国統一の運賃割引制度につきましては、身体障害者及び知的障害者には適用になっているが、精神障害者は除外されており、精神障害者も

同等に交通運賃割引制度の適用をしていただくよう、国においては公共交通事業者に対して適切な措置を講じるよう求めてほしいというものでございます。

以上、簡単ですが、ご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、委員皆さまのご意見をお聞きいたします。  
伴委員。

伴委員 今、この文章、要旨ちょっと見せてもうてますねんけど、この身体障害、知的障害、これは障害者の手帳があったと。こういう交通の割引なんかは、これ、何級以上とか、そんな格好はどないなっているんでしょうか。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 現在、まず、身体障害者手帳をお持ちの方につきましては、1種、2種をお持ちの方につきましては、単独で利用する場合、100キロを超える区間の普通乗車券につきましては5割引になっております。今のは鉄道運賃ですけれども、バス運賃につきましては、奈良交通さんにおいて、奈良県におきましては、こちらも1種、2種のほうですね、回数券、普通乗車券、CI-CAとも5割引、定期券は3割引っていうふうになっております。知的障害の手帳のお持ちの方も、身体障害者と同等の内容となっております。

この精神障害者につきましては、奈良県の場合、鉄道運賃は、現在、割引制度がなしでございまして、奈良交通のバス運賃だけ、手帳の1級から3級のお持ちの方につきましては、手帳に顔写真を貼付されている方に限るという条件がございましてけれども、普通乗車券、回数券、CI-CAについて5割引、定期券は3割引ということになっております。

伴委員 僕、初めて、今、知りましてんけど、身体障害って、私、これ、何級、



何級というような感じで思っておって、これ、1種、2種ってこう、これ、私の思っている、1級、2級と、たしか5段階ぐらいあって、1級、2級の方がなるのかなと思っていましてんけど、1種、2種というような、これ、こういう表現でええわけですか。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前9時17分 休憩 )

( 午前9時18分 休憩 )

委員長 再開いたします。  
中原福祉課長。

福祉課長 この1種、2種っていうのはですね、各身体障害の障害種別の中で分かれておりまして、例えば、視覚障害の方であれば、1種は1級から3級、4級の一部となっております。2種は4級の一部と5級から6級が2種っていうことになっております。もう1つ、聴覚障害であれば、第1種っていうのは2級から3級、第2種っていうのが4級から6級ということで、各この障害区分によって全て級が分かれております。

だから、この鉄道運賃の1種、2種というのはですね、基本、この障害の種別により分かれてくることになるんですけども、ちょっと1級、2級だけの1種のところもございまして、2種が5級だけの種別、3級以上の種別と分かれておりますので、個々の種別によってちょっと判断していくということで、すみませんがご理解いただきたいと思っております。

伴委員 雰囲気わかりました。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前9時20分 休憩 )

( 午前9時21分 休憩 )

委員長            それでは、再開いたします。  
                         中原福祉課長。

福祉課長        すみません、この第1種、第2種の方が該当してきますので、例えばですけれども、体幹機能障害をお持ちの方であれば、1級から5級の方が該当してきます。視覚障害の方であれば、1級から6級の方が該当してきます、こういったふうに、障害種別によって、1種、2種、級が異なってきている状況でございます。

伴委員            今、わかりましたんでね。結局、ということは、これ、この身体障害、知的障害の手帳を持っておるとほとんどの方が、まあ言えば重度、軽度にかかわらず、まあ言えばこの交通運賃とかの割引制度を、この場合、100キロ以上でっか、これ、使えるということでもいいわけですか。

福祉課長        はい、そうです。

伴委員            それであれば、非常に幅広く、身体障害、知的障害の方であれば手帳を持っておられたら使えるのであれば、私は精神障害のこの意見書の趣旨に関しては賛同させていただきます。

委員長            ほかの委員の皆さま、何か。    濱委員。

濱委員            私も、これは賛同したいと思います。精神障害の方が、ここにもありますように、やっぱり社会参加をどんどんしていくっていうこと、また、そういった障害があるためにさまざまなやっぱり差別であったりとか、そういう除外されてきたっていうところをね、こういった部分は一部ですけれども、支援することによって、しっかりと社会参加をしていただくことが進めば、この障害のいろいろ派生する問題っていうのも解決の

ほうに向かうと思いますので、ぜひともこれは賛同して、皆さん、同じように要望したいと思います。

委員長           ほかの方はどうですかね。   奥村委員。

奥村委員        国の支援施策においても一元化が基本方針っていうことでございますので、先ほどの意見も聞かせていただいて、賛成させていただきたいと思います。

委員長           平川委員。

平川委員        今まで対象になってこなかったっていうのは、何かこう、理由とか、背景とかっていうの、あるんでしょうか。

福祉課長        明確な理由がお答えできるかどうかなんですけれども、過去にですね、この精神障害者の交通運賃に関する請願書ということで、この請願団体であります全国精神保健福祉会連合会がですね、各鉄道会社等に要望を行った上のときの、この各JR等の回答なんですけれども、例えばJRにつきましても、現在、JRグループが行っている身体障害者割引制度など、いわゆる公共割引については、国鉄時代の制度を引き継いだものでございますが、これは、基本的に、本来、国の社会福祉施策として、国の負担でお願いすべきものと考えております。かねてより政府にその是正を要望してまいったところでございますが、現在は、その部分について、まだ鉄道会社が実際その減免等を行っている現状であると。従いまして、この精神障害者の範囲まで広げるという要望については、精神障害者割引などの公共割引の新設、拡大については国の福祉施策として取り組んでいただきたいということで、各鉄道会社等は、これは国の施策でやってほしいと申されているところでございます。

平川委員        ということは、今されているのは、そのそれぞれの事業者の考えで実

施されているってということなんですか。

福祉課長 そのとおりでございます。

平川委員 今回の社会の中で、障害の種類によって対象を分けるってことは、同等っていうふうに扱うべきだというふうに私も思いますので、賛同はしていただきたいと思いますが、今後、施策のほうも、今後、私たちが認識していかないといけないのかなっていうふうに思いました。

委員長 最後に、井上委員、どうですか。

井上委員 僕も、施策のほうに関しては、賛成です。ただ、それ、どういうふうな形で明確に、今までなかった部分を、精神障害者、身体障害者、また知的障害。この精神障害者って、表から見てわからない部分という話をこれからどういうふうに対応していくかっていう話を、また今後、見ていきたいと思えます。

委員長 わかりました。

それでは、取りまとめのため、暫時休憩いたします。

( 午前9時26分 休憩 )

( 午前9時29分 休憩 )

委員長 それでは、再開をいたします。

本陳情書につきましては、委員皆さまのご意見をお聞きする中では、趣旨に賛同できるということでもありますので、陳情につきましては、当委員会として採択すべきものとして決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

よって、陳情第2号については、当委員会として満場一致で採択すべきものと決しました。

ただいま陳情第2号を当委員会として採択すべきものと決しましたので、当委員会発議をもって意見書を本会議に提出したいと思いますが、お手元に配布しております意見書について、当委員会として発議することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

よって、当委員会の発議をもって意見書を提出いたします。

次に、2. 継続審査について、(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策  
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

今委員会におきましては、昨年12月の当委員会でもご説明をいたしましたゼロ・ウェイスト宣言につきまして、その宣言内容案の取りまとめを斑鳩町廃棄物減量等推進審議会に諮問をいたしましたので、今後のスケジュールを兼ねまして、当委員会にご報告をさせていただきます。

去る2月25日に開催されました平成27年度第3回斑鳩町廃棄物減量等推進審議会におきまして、町長より斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言案につきまして諮問され、本格的にゼロ・ウェイスト宣言の内容につきまして、検討、審議が始まったところであります。当日は、諮問後、初めての会合ということで、当町より、宣言することの意義や目的、先進事例などを説明させていただいたあと、自由に意見を交換するという形で検討が進められ、できるだけ多くの住民の思いやアイデアを盛り込ん

だ宣言内容に、あるいは住民、事業者の目標となるような宣言内容に、斑鳩らしい宣言内容にといったような宣言に関する意見のほか、宣言することへの住民の理解を深める努力はしているのか、あるいは発生抑制の具体的なアイデアが不足しているのではないかといった町の取り組みへの指摘などもあったところであります。今後、審議会としてさらに議論を深め、ゼロ・ウェイスト宣言案につきまして取りまとめていくことを確認されたところであります。

そのゼロ・ウェイスト宣言に向けました今後のスケジュール案であります。資料1でお示しをしております。審議会につきましては、あくまで現時点での予定であります。今後、3回ほど開催し、検討、審議されることを確認をされております。その審議会の開催の間に、先ほどの審議会での意見の中にもございましたように、できるだけ多くの住民の方の思いやアイデアを取り入れるため、7月から8月ごろにワークショップの開催、そして、10月ごろにはパブリックコメントも計画しているところで、本年12月から来年1月ごろをめどに答申が出される予定であります。

また、当委員会には、8月と12月の委員会におきまして、それぞれ審議会の検討状況などもご報告できればと考えておきまして、順調にまいりますと来年、平成29年3月議会にもゼロ・ウェイスト宣言の議案を上程させていただき、議会でのご審議をお願いしたいと考えているところであります。

その後、議会の賛同が得られましたならば、5月末ごろには、住民の方々に宣言内容の周知と今後の取り組みへの協力依頼を兼ねました環境イベントを開催したいと考えているところであります。

ごみを燃やさない 埋め立てない町を目指すゼロ・ウェイスト宣言は、一見、非現実的な目標であると思われるかもしれませんが、決して不可能なものではないと考えております。また、今後、ゼロ・ウェイスト戦略を進めていくことで、私たちの次の世代に、環境負荷の少ない、持続可能な社会、安心して暮らせる社会を引き継いでいけるものと考えておりますので、委員の皆さまにもご理解いただきますようお願いいたします。

して、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご説明とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。伴委員。

伴委員 このワークショップ、具体的にどんなことをしてくれはるのか、ちょっと教えてもらえまへんやろか。

環境対策課長 環境に興味を持っておられる、ごみ問題に興味を持っておられる住民の方々に集まっていただきまして、いろいろこの宣言内容について、どんな文言を盛り込んだらいいのか、どのような目標を持ったらいいのかというのをいろいろと話し合ってもらう機会を設けて、そこでいろいろな意見を吸い上げていきたいというふうに考えているところであります。

伴委員 なるほど、対面で、パブリックコメントと違って、まあ言えばじかに話を聞くということですね。これ、大体どれぐらいの方に集まっていたらこうと、それで、ランダムに、こう、抽出されたような、パブリックコメントのような形でという。それとも、もう、こう、指名ちゅうたら表現悪いですけど、どんな感じで考えてはるのか、その規模とその人選ですな、教えておくんははれ。

環境対策課長 あくまでこれから計画を立てる段階ですけども、担当者レベルで、今、考えておりますのは、できるだけいろいろな方のご意見を聞きたいので、公募で10名から20名程度集まっていたらというふうに考えているところです。また、そのほかにも、各種団体の方にひよっとしたらお願いをするかもわかりませんが、基本的には公募で人選をしていきたいというふうに考えております。

伴委員

なるほど、そういう形で考えられていると。

これ、ワークショップ、パブリックコメント、これ見ますと、これ、この後、第4回の会議というのが、まあ言うたらもう答申になってしまっていると。これ、もうちょっと早い目にずらすというのはなかなか難しいんでっかな。その後1回しか、これ、会議がなっていませんねけど、やっぱりスケジュール的にやっぱりこうしか難しい。できるだけ意見を吸い上げて、そこで、こう、練ってもらってというのが期間的に難しいんじゃないかなと思いまんねん。そのあたり、どんなもんでんねやろ。

環境対策  
課長

あくまでこれ、会議の開催は予定でありますので、パブリックコメントです、いろいろな意見が出たら、やはり審議会としてまとめていただく期間も必要だというふうに考えておりますので、あくまで予定でということをご理解をいただけたらと。

伴委員

できるだけ住民の声を聞いていただいて、よりよいものにしていただくことを希望いたします。以上です。

委員長

ほかにございませんか。 濱委員。

濱委員

斑鳩町のごみの取り組みは大変進んでいて、町民の皆さんの意識もずいぶんと高くなっていると思っています。ゼロ・ウェイストっていうのが、埋め立てない、焼却しないということですが、実際には他のところに委託をして、そこでは行われているというところなのでね、そのところでは、住民のほうからすると、きちんと分別をして、ゴミ袋に入れて、収集をされたら、もうそれでごみは自分の手から離れたというふうに感じていらっしゃるのが普通の方だと思うんですけども、その先に、行政としては、その集めたごみを、リサイクルであったりとか、資源化する、そして、実際には焼却を委託をしているというところで、そこまで踏み込んでいくというのがやっぱり行政の求めるところだと思いますのですが、先ほど言いました住民の考えというか、というのと、



そこからその先に進まなければならないというところにね、やっぱりちよつとギャップがあるように思うんです。その辺がいかにか埋められるかというところが、斑鳩町だけでなくって、ごみの本質的な問題というところにつながるとお思いますので、この中ではぜひとも、自分の手を離れたらおしまいだというのでない、そういったことに踏み込んだ審議が進むと、私は、進むことを希望するというか、ですので、そこで行政が果たすべきところっていうのはしっかり取り組んでいただきたいとお思います。

環境対策  
課長

まず、住民の方が、ごみ集積所に出されたらそれで自分の手から離れるということですね、解消するために、当町では、平成12年度から毎年、ごみのゆくえ探検ツアーということで、自分たちの出したごみが、どこに運ばれて、どのように処理されているのか、その間に何人の方が携わっているのかっていうのを実際自分の目で見ていただくツアーを年数回開催をして、これまでに延べ1,200人の方に見学をしていただいて意識を高めていっていただいていると。そういった方々が地域に戻られて、地域でまたお話し合いをしてくださいというお願いをして、意識を高める努力をしております。

また、当町は、当町でごみを処理しているものがなくですね、全て他方に委ねています。そういったことから、他方で、今、焼却していただいたり、埋め立てていただいているごみをですね、やはり迷惑をかけておりますので、それをゼロにしていくという目標でゼロ・ウェイスト宣言をして、それに行政、住民、事業者が一体となって、今、よそで燃やしていただいているやつをなくしていこうという努力をしていこうというこの取り組みでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

委員長

よろしいですか。

ほかにご意見、質疑ございませんか。

( な し )

委員長

それでは、以上で継続審査については終わらせていただきます。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 第4次斑鳩町総合計画・後期基本計画(案)について、理事者の報告を求めます。 植村総務部長。

総務部長

それでは、第4次斑鳩町総合計画・後期基本計画(案)につきまして、説明申しあげたいと思います。資料の2をごらんいただきたいと思ます。

初めに、本後期基本計画案の策定の経緯について、説明申しあげます。本町では、平成23年に、平成32年、2020年を目標年次といたしました第4次斑鳩町総合計画基本構想及び2015年、平成27年を目標年次といたしました前期基本計画を策定いたしまして、まちの将来像であります「ともに生き、ともに育むまち 歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」の実現に向けて取り組んでまいったところがございます。この間、人口減少社会の進行を初め、社会情勢は刻々と変化をいたしておりまして、斑鳩町を取り巻く環境も変化してくる中、前期基本計画の計画期間が平成27年に終了いたしますことから、新たなまちづくりの指針といたしまして、平成32年を目標年次といたします後期基本計画を策定するものでございます。

この策定に当たりましては、斑鳩町総合計画審議会に第4次斑鳩町総合計画後期基本計画の策定に関する事項について諮問をし、審議を進めていただいております。このたび、後期基本計画案の取りまとめができましたことから、その内容についてのご報告をさせていただきます。

まず、第4次斑鳩町総合計画の構成についてでございますが、資料の表紙を1枚めくっていただきまして、左側のページですけれども、計画の構成と目標年次についてでございます。そのページの下の方の、矢印が横に3列並んでいるところですが、総合計画の構成図ということで

ございます。一番上の矢印は基本構想でありまして、策定当時から見て10年後の平成32年を目標年次としたまちの将来像と、これを達成するために必要な施策の大綱を示しているものでございます。真ん中の矢印が基本計画でございまして、これが前期と後期に分かれており、基本構想に沿って行政施策の具体的指針を明らかにするとともに、各部門の施策を体系化し、実現への手段・方向性を示すものでございます。前期基本計画の計画期間が今年度末をもって終了いたしますので、今回、策定を進めておりますのは、枠囲みをした後期基本計画となるものでございます。計画期間は、前期の後を引き継ぎまして、平成28年から32年の5年間というふうになっているところでございます。

次に、後期基本計画案の構成についてでございますが、右側のページの目次をごらんいただきたいと思っております。大きくは3つのパーツにより構成をいたしております。1つ目が、第1部といたしまして、まちづくりの重点施策であり、総合計画において重点的に取り組む施策をあげております。続いて、2つ目が、第2部のまちづくりの基本施策でありまして、分野別に取り組む総合的な施策を掲げているところでございます。次のページに移っていただきまして、最後に、黒丸の参考資料ということでございますが、後期計画の施策体系一覧と用語の説明を掲載させていただいているものでございます。

以上が全体構成となっておりますが、今回の後期基本計画の策定には、先ほど説明をいたしました、その土台となる基本構想の計画期間が10年間のため、見直しをいたしませんことから、その基本構想で定められている基本計画の施策体系については、前期から後期へそのまま継承をいたしているところでございます。

施策内容の見直しの視点でございますが、直近の現況にあったものになるよう更新するとともに、法律や制度の変更、時代の要請に応えるための取り組みの追加や変更を行っております。また、斑鳩町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられました人口減少問題などに対応する新たな取り組みを追加しているところでございます。

次に、15ページをごらんいただきたいと思っております。この第2部を中

心といたしまして、各施策において、追加、変更いたしました点を説明していきたいと思います。

まず初めに、そのページの下の特線の枠内のところをごらんいただきたいと思います。この資料につきましては、前期基本計画をベースといたしまして見え消し修正処理をいたしました資料でございます。文字消し線で見え消し処理をされているものにつきましては、前期の計画ではあった文言ではありますが、後期では削除するもの。そして、下線、アンダーラインを引いている部分につきましては、前期にはなかった文言ですが、後期に新たに追加するものというふうになっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、本委員会所管に係ります施策のうちで主なものを説明いたしたいと思います。

32ページをごらんいただきたいと思います。7の健康づくりでございます。右側のページでございますが、計画の内容の1の健康づくりの意識啓発と活動支援、その4つ目でございますが、健康寿命延伸計画を新たに策定いたしまして、健康寿命の延伸に関する施策を総合的に推進していくことから、これを新たに追加したものでございます。

次に、34ページから36ページにかけての、8の次世代育成についてでございます。これの36ページの計画の内容のところでございます。1の良好な子育て環境づくりの1つ目でございますが、総合戦略の基本施策であります「子育て世代の希望が叶うまち“斑鳩”の実現」のうち、子どもを育てやすいまちづくりを目指した取り組みといたしまして、多子世帯に対します保育所・幼稚園保育料の軽減や、多子世帯に対します学校給食費の軽減などを掲げていますことから、これを踏まえた内容を追加いたしましたものでございます。また、4番目の地域ぐるみの子育て支援の充実につきましても、その3つ目といたしまして、子育て応援アプリシステムの導入によります情報発信を追記いたしているところでございます。

続きまして、58ページでございます。17のごみ・し尿についてでございます。これにつきましては、平成24年3月末をもって町の廃棄

物焼却施設を廃止し、可燃ごみの焼却処理を民間業者に委託したことに伴い、先ほども説明ありましたが、ごみを出さない、資源の浪費、無駄をなくすというゼロ・ウェイストの考え方へ転換し、循環型社会の形成を進めているところでございます。こうしたことから、58ページの現況と課題、また、その下の基本方針、59ページの計画の内容の中に、それらの内容を踏まえたものに修正をいたしましたものでございます。

以上で、簡単ではございますけれども、第2部、まちづくりの基本施策の主な変更点の説明とさせていただきますが、そのほか、グラフや図面につきましても、前期基本計画で掲載したものと同様のものではございますが、最新の数値等に更新をいたしております。

また、第1部のまちづくりの重点施策につきましては、説明を省略させていただきたいと思いますが、こちらにつきましても、この第2部のまちづくりの基本施策と同様、直近の現況に合わせて見直しをかけたところでございます。

また、この本計画案とは別に配付をいたしております、資料2となっておりますA3の第4次斑鳩町総合計画前期基本計画進捗状況（概要）につきましては、前期基本計画の達成状況を取りまとめたものとなりますので、後ほど参考としてごらんいただければというふうに思います。

以上で、第4次斑鳩町総合計画・後期基本計画（案）につきましてはの説明といたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。伴委員。

伴委員 この表のほうなんですけど、この内部評価っていうのは、これは誰が評価してくれてはるような感じが。ちょっとこれ、説明外のやつですねけど。

総務部長 これにつきましては、この計画をもとに実施計画というのを役場の中で作りまして、各担当課において、この前期計画5年間の間の立てた

目標に対してどれだけ達成することができたのかということで、役場内部で評価をさせてもらったものでございます。

伴委員        その中で、こう、Cもちょっと、ちょっとこう、あるのが非常にええと私は思います。以上です。

委員長        ほかにございませんか。  
                  また、大変資料分厚いので、ゆっくりと読んでいただいて、また担当課のほうにでも言っていただけるかなと思いますので。  
                  平川委員、どうぞ。

平川委員      この今後の進捗評価っていうの、どういう形で進められるんですか。

総務部長      前期の進捗状況と同様にですね、これらの計画について、改めて5年後までの達成目標を定めまして、毎年度、それをどこまで進むことができたか、あるいはその途中でもですね、目標の数値を変更することがあるのかどうか、そういうことを管理して、当然、役場の中でさせていただいていきたいというふうに思っております。

平川委員      毎年度、こういう表を各課でそれぞれ評価してっていう形なんですか。

総務部長      この表では、今回出させてもらった表ではないですけども、毎年度、目標と、その年度ごとにどこまで達成するのかということの定めたものを、細かい事業、全て事業ごとにつくって、それを内部で評価していくということでございます。

平川委員      ということは、この計画書とまた別に、年度ごとの達成目標とかっていうものを作成したものをつくっておられるっていうことですか。

総務部長      はい、そういうことでございます。

委員長

いいですかね。

それでは次に、（２）議案第１３号 平成２７年度斑鳩町一般会計補正予算（第６号）について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、各課報告事項（２）議案第１３号 平成２７年度斑鳩町一般会計補正予算（第６号）につきまして、今回の一般会計補正予算のうち、住民生活部の所管に関するものにつきまして、私よりご説明を申し上げます。恐れ入りますが、一般会計の補正予算書１１ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、歳入予算でございます。

第１４款 国庫支出金では、第１項 国庫負担金、第１目 民生費国庫負担金で、国民健康保険に係る基盤安定負担金が交付決定されたことから、９０３万１千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第２項 国庫補助金、第１目 総務費国庫補助金、第２節 戸籍住民基本台帳費補助金で、４７２万４千円の増額補正をお願いするものでございます。マイナンバーカードの申請につきまして、全国で予測を上回る件数の申請が行われており、地方公共団体情報システム機構における事務費が増大したことから、その事務委任に係る交付金の増額分につきまして個人番号カード交付事業費補助金が増額されたことによるものでございます。次に、第２目 民生費国庫補助金で、８，１６７万円の増額補正をお願いするものであります。保育所等の利用者負担軽減措置を実施することに伴い、子ども・子育て支援新制度システムを改修する必要に伴う補助金５８万３千円の増額補正と、一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援し、平成２８年前半の個人消費の下支えにも資するように実施する低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金が支給されますことから、その費用に係る補助金として、第３節 社会福祉費補助金で、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費及び事務費補助金８，１０８万７千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、12ページに移りまして、第15款 県支出金では、第1項 県負担金、第2目 民生費県負担金で、国庫負担金と同様の理由等によりまして、652万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第20款 諸収入では、第5項 雑入、第5目 雑入で、後期高齢者健康診査の受診者の増加に伴う保健事業委託金の増によりまして、115万8千円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、16ページをお願いしたいと思います。歳出予算のほうに移りたいと思います。

第2款 総務費では、第3項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費、第19節 負担金補助及び交付金で、472万4千円の増額補正をお願いするものです。歳入と同様の理由によりまして、マイナンバーカードの申請について、全国で予測を上回る件数の申請が行われており、地方公共団体情報システム機構における事務費が増大したことから、その事務委任に係る交付金の増額分につきまして補正をお願いするものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。第3款 民生費では、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費で、2,131万6千円の増額補正をお願いするものでございます。主な内容といたしまして、第28節 繰出金で、国民健康保険事業に係る基盤安定繰出金等の確定によりまして、1,967万3千円の増額補正をお願いするものでございます。次に、18ページ、第9目 介護保険事業繰出費では、第28節 繰出金で、介護保険事業特別会計における人件費所要額の予算補正によりまして、39万5千円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第13目 臨時福祉給付金給付事業費では、歳入の第14款 国庫支出金で説明を申しあげましたとおり、年金生活者等支援臨時福祉給付金が支給されますことから、その支給に要する費用8,108万7千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、19ページに移りまして、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費では、国庫支出金で説明を申しあげましたとおり、保育所等の利用者負担軽減措置を実施することに伴いまして、子ども・子育て支



援新制度システムを改修する必要があること及び幼児2人同乗用自転車購入費の決算見込み額の増等に伴いまして、105万6千円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第2目 保育園費では、職員の育児休暇の取得等によりまして、118万6千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、20ページをお願いします。第4款 衛生費では、第1項 保健衛生費、第4目 健康増進事業費で、後期高齢者健康診査の受診者の増加に伴いまして、健康診査委託料等について、121万7千円の増額補正をお願いするものでございます。

5ページに戻りまして、第2表 繰越明許費補正についてでございます。今回の繰越明許の予算措置をお願いするもののうち、住民生活部の所管に関するものは、3事業ございます。第2款 総務費、第3項 戸籍住民基本台帳費で、住民基本台帳ネットワーク運用事業として808万7千円、第3款 民生費、第1項 社会福祉費で、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業として8,108万7千円、第2項 児童福祉費で、子ども・子育て支援システム改修事業として116万7千円を追加する補正予算をお願いしております。

以上、議案第13号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)のうち、住民生活部の所管に関するものの説明とさせていただきます。よろしく願い申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。濱委員。

濱委員 臨時給付金についてはここで質問したらいいんですか。また後で項目があるのか。

委員長 この補正に関する内容でさくっと。

濱委員 対象とされる方の人数とか、その辺、教えてください。

福祉課長 対象者につきましては、現在、約2,500名と見込んでいるところ  
でございます。

委員長 ほかの委員の皆さま、何かございませんか。

( な し )

委員長 それでは、これをもって終わらせていただきまして、次に、(3)斑  
鳩町低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金について、  
理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長 それでは、(3)斑鳩町低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時  
福祉給付金について、ご報告申し上げます。

初めに、資料の確認をお願いしたいと思います。資料3、A4の1枚  
ものでございます、斑鳩町低所得の高齢者向けの年金生活者等臨時福祉  
給付金についてをもとに、給付金の概要と今後のスケジュール(予定)  
につきましてご説明をさせていただきますので、よろしくお願い申しあ  
げます。

まず、(1)の給付金の概要でございますけれども、給付金の趣旨、  
基準日、また、支給対象者等、その概要をまとめさせていただいたもの  
でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず最初に、この給付金の趣旨でございますけれども、一億総活躍社  
会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援  
し、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するように実施する低所  
得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給するものとさ  
れております。次に、基準日につきましては、平成27年1月1日でご  
ざいます。次に、支給対象者につきましては、平成27年度の簡素な給  
付措置、臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳  
以上となる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)が対象となりま

す。ただし、市町村民税が課税されている方の扶養親族となられている方、生活保護の被保護者等は除かれます。次に、支給額につきましては、支給対象者1人につきまして、3万円でございます。次に、申請期間につきましては、受付開始日から3か月といたします。次に、対象者数の見込みでございますけれども、約2,500人と見込んでいるところでございます。

次に、(2)の今後のスケジュール(予定)でございます。まず、支払いにつきましては、国より、この給付金の「28年前半の個人消費の下支えにも資するように実施する」という趣旨から、8月末までに支払いを終えるよう努めていただきたい旨が言われていることから、4月中旬までに対象者と思われる方に、まず、申請書等、案内を送付させていただきまして、その後、直ちに受付を開始する予定で、現在、電算システムの関係や税務課との協議等、その準備を進めております。最初の支払いは5月中旬以降になると考えております。

住民の皆さまへの周知につきましては、制度概要や申請手続き等を広報や町ホームページで周知・お知らせを行っていきたいと考えておりますけれども、先ほども申しあげましたように、対象と思われる方には、申請書等、案内を送付させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、斑鳩町低所得の高齢者向けの年金生活者等臨時福祉給付金についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。  
濱委員。

濱委員 低所得の方に、臨時的ですけれども、給付されるということ自身は、ただだくほうからすると大変ね、助かるということですけども、このスケジュールの中で、広報ですとか、ホームページ、それから申請書の送付をされるということですけども、やっぱり高齢の方もいらっしゃる、また、家族さんと一緒になく、単身または老齢の方だけの世帯

の方などで、そういった広報であるとか、ホームページは別として、広報もそんなによく見ないし、送られてきた内容も、開けて見たけどよくわからないというような方が漏れ落ちないように、別の形で行政とかかわっている部分でも、この制度についての案内をきめ細かくしていただきたいと思います。

委員長 要望で。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長 ほかの委員の皆さま、何かございませんか。

( な し )

委員長 それでは、次に移らせていただきます。

次、(4)国民健康保険税の課税限度額等の改定について、理事者の報告を求めます。 山崎国保医療課長。

国保医療 課長 それでは、国民健康保険税の課税限度額等の改定につきまして、資料4に基づきましてご説明を申し上げます。

初めに、課税限度額の改定についてでございます。国民健康保険税の賦課限度額につきましては、基礎分で現行の52万円から54万円に、後期高齢者支援金分で現行の17万円から19万円に、それぞれ引き上げられる予定でございます。これによりまして、最高限度額が現行の85万円から89万円となる予定でございます。

次に、低所得者に対する保険税軽減の拡大についてでございます。低所得者の応益割保険税の5割・2割軽減の所得判定基準を改定するというものでございます。基礎控除に加え控除する額を、物価の伸びを考慮して、28年度から引き上げるというものでございます。具体的には、5割軽減で、基礎控除に加え、判定基準額を26万円としている現在の

基準から26万5千円に拡大し、同様に、2割軽減の判定基準額に用いられる47万円を48万円に引き上げるというものでございます。

この課税限度額の改定及び低所得者に対する保険税軽減の拡大につきましては、平成28年4月1日からの適用予定となっております。

これによりまして、国民健康保険税条例の改正が必要となるわけですが、例年、この地方税法施行令の改正が3月末に行われており、3月議会での追加上程は困難であるため、専決処分での対応を考えております。委員の皆さまにはご了解のほど、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。伴委員。

伴委員 すみません、これは斑鳩町独自の。国から、まあ言うたらこないしなさいという感じできたものなのか、斑鳩町独自のやつでこれ、改正になるのか、ちょっとそれだけ教えておくんなはれ。

国保医療課長 これは、国の政省令の改正によりまして全国一律に行われるものでございます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 それでは、次に移らせていただきます。

次の(5)後期高齢者医療保険料率等の改定について、理事者の報告を求めます。山崎国保医療課長。

国保医療課長 それでは、後期高齢者医療保険料の改定につきまして、資料5に基づきご説明を申し上げます。後期高齢者医療保険料につきましては、おお

むね2年ごとに財政の均衡が保たれるよう設定されることとなっており、去る2月16日に開催されました奈良県後期高齢者医療広域連合議会におきまして、平成28年・29年度の保険料が決定をされているところでございます。平成28年・29年度の保険料率につきましては、均等割額が現行の44,700円から44,800円に、所得割額で現行の8.57%から8.92%に改定をするというものでございます。

次に、低所得者に対する保険料軽減の拡大についてであります。低所得者の応益割保険料の5割・2割軽減の所得判定基準を改正するというものでございます。基礎控除に加え控除する額を、物価の伸びを考慮して28年度から引き上げるというものでございます。具体的には、5割軽減で、基礎控除に加え判定基準額を26万円としている現在の基準から26万5千円に拡大し、同様に、2割軽減の判定基準額に用いられる47万円を48万円に引き上げるというものでございます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。濱委員。

濱委員 実際のところ、保険料の引き上げによって、町民の皆さん、どのぐらいの影響があるのか。均等割軽減のことも含めて、いかがでしょうか。

国保医療課長 現行の1人当たりの平均保険料は、7万1,554円でございます。引き上げ後の28年、29年度の1人当たりの平均保険料額が7万1,517円と試算されておりまして、現行と比べますと、37円低くなるというふうに試算結果が示されているところでありますので、保険料が1人当たりが下がるという試算でございますので、町内の後期高齢者の保険料についても、支払いの額としてはそんな影響はないというふうに考えております。

濱委員 平均では37円、少ない額ですけど下がるということですけど、実際

のところは、増額になるというか、ふえる方も、もちろんいらっしゃるということですね。

国保医療課長 当然、所得がどんと得られた方は、当然、所得に応じて上がりますので、保険料も高くなるということでございます。

濱委員 従前から申しあげていますように、やっぱり後期高齢者のこの医療保険制度自身は、やはり年齢によって医療を受けるっていうところで、やっぱり公平に欠けると私は思っています。こうやって、今、試算によれば平均では下がるということですが、2年ごとに改定をされていくということでは、保険料については額が必ず上がっていくというような、そういったことになっていることから、この改定だけでなく、後期高齢者の方の医療のかかり方というか、そういうところでは、この保険だけでなくしっかりとサポートできるようなところに着目というか、留意して進めていただきたいと思います。

委員長 ほかの委員の皆さま、ご意見ございませんか。

( な し )

委員長 それでは、以上、各課報告事項については終わります。  
ほかに理事者のほうから説明されることはございませんでしょうか。

( な し )

委員長 以上で、各課報告事項について終わらせていただきます。  
続いて、4. その他について、各委員より質疑、ご意見等があればお受けをいたします。 伴委員。

伴委員 先日の予算委員会でも保育園についてちょっと質問させていただい

て、特に民間の保育園ということで、本年度から、あの裏で黎明さんが  
されたと。その中で、今度、後ろのほうの、旧、あれ、社協ですか、の  
建物を町のほうが解体されると。その後この黎明さんが増設される、  
そういうような予定を、話をさせていただいて、それに対して私の意見  
を言わせていただきましてんけど、私自身、役所が今までやっていたも  
のが民間に、こう、される、民間の力を使ってということで財政をよく  
していこうとする考え方に関しては、私も同じ考えです。

ただ、これ、今回の、今やられているやつも、あれ、土地の使用貸借、  
土地は使用貸借になっていたと。あれ、使用貸借の契約の更新の期間は  
いつでしたんかな。何年間でしたかな。

委員長 植村総務部長。

総務部長 6年でございます。

伴委員 それなら、もうちょっとお聞きしたいのは、あの社会福祉法人は、あ  
れ、税制上は課税はされない、そういうような法人で間違いはないですか。

委員長 池田副町長。

副町長 社会福祉法人ですので、固定資産税につきましては減免対象、100%  
の減免対象になっております。

それと今、部長、6年と申しあげましたけども、ちょっと今、5年で  
ありますので。5年6か月になってまいります。というのは、10月1  
日から契約していますので、5年6か月で。全体としては6年ですけど  
も。

伴委員 これ、今、固定資産税はおっしゃったけど、普通、私、営利企業ち  
ゆうか民間企業であれば、毎年決算があつて、それによって事業に対す  
る税金というのがかかってくる。私らが、ちょっとこれ、どういう表現



になるんかわからへんけど、事業税、まあ法人税、このあたりに対しての社会福祉法人の課税というのはどうなるんでしょうか。

委員長 乾住民生活部長。

住民生活部長 これ、社会福祉法人でございますので、これに関する収益事業、これについては非課税ということになっております。

伴委員 今後、これ、そういう計画で町が考えられ、それで増設され。確かに、待機児童を出さない、やっぱり保育行政を後退させないっていう考え方は、私もやっぱりそうしてほしい、そういうことに対しては思うんですが、やっぱりこれ、民間の企業さんになるわけですので、この、結局、財務っていいですか、いうのが、結局、補助を受けておられるので、斑鳩町のこの保育園、この保育の部分だけでも財政のわかる資料っていうのは、この議会のほうに提出していただくことは可能なんでしょうか。

住民生活部長 この斑鳩黎明保育園の平成27年度の収支報告の関係ですね、これにつきましては、当然、社会福祉法人での理事会とか、評議員会とかございますので、当然その承認を経たあとですね、これについては町に。この部分だけになるのか、グループ全体というか、和光会全体ということになるかわかりませんが、この部分については収支報告を出していただくということでお話はさせていただいておりますので、町には提出があるということでございますので、また議会のほうにも資料ということございましたら、提出をさせていただきたいと思っております。

伴委員 私、これで話しするのは、必ずそういう流れでいくと、この後ろの社協の下の土地に対しても、結局、使用貸借、場合によっては賃借。なぜかといいますと、この最初に、今、やっておられるやつに対しても、将来、まあ言うたら軌道に乗れば賃貸借ということも考えていくという、たしかあれ、副町長、おっしゃられた記憶はあるんですわ。そういうこ

とも含め、今の、結局、状況というのが判断基準にどうしてもなってくると思うんです。その部分からも、ちょっとその辺の資料請求、これ、委員長も、これ、厚生委員会なるのか、ほかの委員会との絡みがあるのでちょっと何とも言えませんが、議会のほうの資料請求というのはお願いしたいと、私。委員長のほうからもお願いします。

委員長           また議長のほうとも相談させていただきます。

池田副町長。

副町長           こちらの分に、今、旧保健センターの分につきましては、ご質問者ご承知のように、斑鳩町の保育園の状況がございました。もう以前から非常に厳しい状況になって、いろいろな町村に依存していると。そうした中で90人、まずは90人ということで、あそこ、もう緊急的に国の緊急交付金を使って建てさせていただきました。当面90人であったところ。当初、町といたしましても、和光会のほうも、当面、初年度は恐らく50%から60%の埋まる入園率であろうと。大体満所になるのは3年程度はかかるであろうと言われておりました、一般的に。ところがもうすぐにいっぱいになって、今はもう109人、来年からは130人ですから。そうしたことから、今、緊急的に、また、もうやっぱり受け入れせなあかんのので、2階の事務所を、これ、予算委員会で言いましたように、1階のこちらへ移された。これはもう、和光会さんの費用で全額されたということでございます。そうした中で、当面、役場も90人ということで前提にありました。北側につきましては、今後あれを、あの土地を潰して、例えば何人の保育所にするのか、また、下の土地、町はこちらの分についてはこうですけど、北については、今後、その土地の使用については、当初超えておりました90人超えていますので、建物は町で潰すけども、土地の貸借についてはまだ全然話やっておりませんので、これはご理解をいただきたいと思います。

それと、園庭の話もございました。あれ建ったときに、皆さん現場も見て、また、この委員会でも、まず園庭が非常に面積が小さいと。もう

早う何とかしたったらどうかという話もございました、あの社協を潰して。そこらも含めて潰させていただくわけですが、跡地利用については、園庭をどれぐらいの面積をとるのか、もう130人になったらもう相当、今で恐らくいっぱいだと思います。どれぐらいの園庭とるのか、そして、あそこの斑鳩黎明の定員をどないするんかという問題、何人までもっていくのか、あります。

それともう1点は、学童保育の問題もあるんです。といたしますのは、もう以前から議会で答弁させていただいておりますように、学童保育については非常に遅くまで勤務される方がございます。また、土曜日でも遅くまで勤務される方もおられます。そうしたニーズに応えるために、今は町外の学童保育を利用させていただいております。町といたしましても、そういう長時間のお母さんが、働かざるお母さんの子どもさんについては、そういう町外の学童保育も利用してくださいよということでお願いしております。やっぱり今現在、約30人おられるんです。この方についても、やっぱりどうしていこうかという問題もございますので、そこらを含めて総合的にやっぱり町は判断しますので、全体的に、もうけている、もうけていないではなくて、町の財政も考えながら、町保育行政と学童保育の行政もどうあるべきか、そこらを総合的に判断して、今後十分、28年度で詰めていきたいと、このように考えております。

伴委員

考えてくれてはるのは、もう、ようわかりまんねん、実際のところ。結局のところね、これ、暇がなかったと、待機児童出さないということで黎明さん。普通であれば、民間であれば、いろいろなところいうようなことになってくるのも、まあ言うたら非常に今までからも、実績いうたら表現悪いですけど、斑鳩の子どもたちが結構お世話になっていた、そしてなおかつ、まあ言えば暇がないということで黎明さんに。そういうお話も私、聞いております。だから、その辺も、流れはわかりまんねん。ただやはり、正直言って、特定の民間さんに、ああ、町の建物、条件はついているとしても、ああ、譲らはってんと。次、町のほうが壊さはってんと。これは住民感情として、十分その辺も出てくる話です。せ

やからやっぱり公平性という面からも、やはり、今、どういう状況で運営されておられるかいうのを知りたいと。決して反対しているのと違います。黎明さん、私、何も悪い感情持ってまへんで。逆に、黎明さんのためにも、こうやってはんねんと、ああ、なるほどなという面でも、いろいろな形でオープンにさせていただくということが、私、大事やと思ひまして、言うているだけでございます。

副町長　　そこらも私も十分理解しておりますし、先ほど申しあげましたように、今度はこの北側の分を潰した土地をもう初めから無償にするのか、初めから有償でもらうのか。それと、今、こちらのほうで協議、この貸借についても、その経営状況を見て、もう5年半以降は当然有償になるのか、どうなるのか、そこらも十分協議をさせていただきますので、町といたしましても、やはりそういう関係で黎明に非常に有利なように、便宜を図っておると理解されたら非常に心外ですので、そのようにないよう、当然、努めてまいりたいと考えています。

委員長　　平川委員。

平川委員　　今、保育所の話が出たんですけれども、監査委員さんからの指摘として、町立保育所の民営化のこととか指摘されていて、先日の特別委員会でも、ゆくゆくはそういうことを考えていかないといけないっていうふうに町側からお話はされましたけれども、やはり町立、私も、黎明さんが休日もやっていただいて、長時間もしていただいているっていうのが、私立保育所のメリットっていうのをすごく感じていますし、利用する側からして、選択肢の幅が広がるっていうことでは、私立の保育所が町内に来てくださったっていうことは非常に歓迎すべきことだと思うんですけれども、ただ、長く町立でやってこられて、経験豊富な保育士さんがたくさんいらっしゃるって、町立のよさっていうのもすごくあると思うんですね。先日も、このままいくと、どんどん私立のほうに流れていって町立の保育所の入所者が少なくなるっていうような発言もあったか

と思うんですけれども、やはりそんなことはなく、特に今の場合、駅前のあのあわ保育園なんかは、駅に近いっていうこともあって、やはりニーズも非常に高いっていうこともあるんですけれども、そういう中で、町立の保育所の民間委託っていうことについて、今、現状として、また今後の、どういう方向性で進めていかれようとするのかっていうのを教えてください。

副町長

今後の方向性を、今、ここでお答えするわけにはいきませんが、やはり、今までの監査委員さんの、いろいろな、今の監査委員さんじゃなくても言われておりますし、以前の監査委員さんの中でも、いろいろ定期監査も、ましては決算監査のむすびの意見を見ていただいたらいいわけですが、やはり民間でできるところは民間でやって、やはり民間のよさを生かしていくというのも非常に大事だと。その中で、行政経費が安くなり、その安くなった分について、また、どんどんふえる住民ニーズのほうに充てていく、これもひとつ、当然よい手法であると言われております。町としてもやはりそれについては、いろいろな今日まで、議会のほうで一般質問もございました。やはりその中で一定のお答えさせていただきますと、それは当然否定するものでもないし、全部民間委託するのではなくて、やはり将来的に、やはり2つ園があれば、その園の園児数にもよりますけども、やはりどちらかを民間にして、やはり公立と競合して、お互いに切磋琢磨してよい保育園運営ができれば町民のためには最もよいと。そして、よい保育所運営ができて、経費が安くなれば、町のためにとってもよいということで、そういうことは当然、将来的には考えると。今すぐに、何年後にこれをこうしますよというのはとても、机上の議論にもなっておりませんので、これはあくまでもそういうものが一番ベターであろうという認識でやっておりますし、今、他町村におきましても、やはりそういう傾向にはございます。例えば幼稚園の数が減ってきて。減ってきていますわね。少子化ですよ、少子化で幼稚園の数が減ってくる。それで、人数が減ってくる。保育園の人数も減ってくる。そうしたらこれはもう1つにやって、こども園にして、民

間のこども園を建てると。そして、余った、残りのどうしても統合できない保育園については、民間に委託も検討をされるというようなところも、やっぱり近隣でも出ておりますし、やはり常にそういうことについては行政経費と質の向上、両面からやはり常に検討しておくべき課題であるとは認識をいたしております。

平川委員　今すぐ検討しているような状況じゃないって聞いて、少し安心をしたんですけれども、やはり経費節減とか収支だとかっていう、そういう金銭面だけではかれない、やはり福祉の部分とか、今までの取り組んできた町の福祉の保育行政とかっていうこともあると思いますので、慎重にお考えいただきたいなというふうに私は思っています。以上です。

委員長　ほかの委員の皆さま。　濱委員。

濱委員　今、平川さんがおっしゃった意見に、同じところもたくさんありまして、民間のよさっていうのは、住民の方が、というか利用される方が、民間を選ぶのは何でかというようなところではね、やはり時間のことであったりとか、いろいろなそれぞれの方がお持ちの要求に応じてくれている、そういったところからね、民間を利用したいっていう方が多かったんだと思いますし、これからもそれは続くと思います。町営の保育園の民営化っていうのは、民営化っていうのが全て悪いっていうわけじゃないんですけれども、やっぱりこれまで公立で行ってきたそういう実績とか、やっぱりそういうものっていうのは大事なところですし、民間委託することによって、取り返せない部分っていうのが出てくるのではないかなって心配もしています。

先ほど、私、質問しようと思っていたことについて、先にご解答いただいたんですけれども、学童保育の、町外っていうか、に30人の方が行かれているということなんですけれども、保育園の問題も、それから保育園、幼稚園を卒園して小学校に行かれた方々の親御さんがどのように働いていらっしゃるのかっていうところで、この学童保育についても、前から

私達は要望させていただいていますが、時間延長についてなども、先ほど言いましたように、町外の学童保育に行かれる方は、その部分でのメリットがあるということによそに行かれている方、多いと思うんです。若い方々に斑鳩町に移り住んでいただいて、斑鳩町で子育てをして、末永く斑鳩町に住んでいただくというところでは、保育園の問題と同じように、この学童保育の問題っていうのもやっぱり欠かせない、女性がしっかりと働いていけるっていう。女性だけっていうことじゃないですけども、今の社会情勢の中では、父親が正規の、正規職員の時間っていうか、そういうので働いているのに比べて、女性の方がそれより短い時間で就労されているっていうことのほうがやっぱり、この保育時間だけでなく、保育園の入園だけでなく、それから後の学童保育での時間っていうか、そこにも大きく影響されていると思うので、ぜひともそのこともあわせて検討していただきたいと思います。

委員長           ほかの委員の皆さま、ございませんか。

                  ( な し )

委員長           それでは、その他についても終わらせていただきます。

                  それでは、継続審査案件につきまして、お諮りをいたします。

                  お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとしてこのように決定することにご異議ございませんか。

                  ( 異議なし )

委員長           異議なしと認めます。

                  議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいのほう、お願いいたします。

                  これをもって、本日の案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長           ありがとうございます。  
異議なしと認めます。  
それでは、閉会に当たり、副町長のご挨拶をお受けいたします。  
池田副町長。

副町長           ( 副町長挨拶 )

委員長           これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。  
皆さま、お疲れさまでした。

(午前10時36分 閉会)